

保第382号
令和2年8月24日

各社会福祉法人理事長
各社会福祉施設長 殿

徳島県保健福祉部保健福祉政策課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止の
取組について（依頼）

日頃は、本県の保健福祉行政の推進に御理解と御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

現在、本県では、新型コロナウイルスの感染拡大の傾向が見られ、「とくしまアラート」において、県全域に「感染拡大注意・漸増」が発令されております。

このような状況の中、社会福祉施設等においては、徹底した院内感染の未然防止と早期検知が必要であり、社会福祉施設等関係者自身が十分な感染予防に取り組んでいただくことが重要です。

つきましては、次の点について御留意の上、更なる感染拡大防止に努めていただくようお願いいたします。

- ・職員は、「換気が悪い」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」など、感染リスクの高い場所に行かないこと。
- ・職員は、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状があるなど、体調が悪い場合には、出勤を行わないことを徹底すること。
- ・過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間が経過し、症状が改善傾向となった場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に十分留意し、体調に不安がある場合は「出勤しない・出勤させない」など、「休暇を取得しやすい」職場環境を整えること。

担当 保健福祉政策課
地域共生・援護担当 電話 (088)621-2938